

○奈良市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付要綱

平成30年5月16日告示第315号

改正

令和3年3月19日告示第126号

令和5年3月29日告示第127号

奈良市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特殊詐欺等防止対策機器の普及を図り、深刻化する高齢者の特殊詐欺被害を未然に防止するため、予算の範囲内で購入に要する費用の一部について奈良市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「特殊詐欺等防止対策機器」とは、電話による特殊詐欺被害を未然に防ぐことを目的に製造された機器であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 自動応答録音装置を有する特殊詐欺被害防止対策機能付電話機
- (2) 固定電話に外部接続可能な自動応答録音機能を有する機器

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市に居住し、かつ、市の住民基本台帳に記録されている者であること。
- (2) 第6条の規定による申請を行う日において満65歳以上の者であること。
- (3) 市税の滞納がない者であること。
- (4) 暴力団等（奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団等をいう。）に該当しないこと。
- (5) 補助金の交付を受けようとする者又はその者と同一の世帯に属する者が、補助金の交付を受けようとする年度前6年度内において、この要綱の規定による補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、特殊詐欺等防止対策機器に係る購入費及びその設置に直接要する費用（付随するサービスの加入及び利用に要する費用等を除く。）の合計額とする。

2 補助の対象となる特殊詐欺等防止対策機器（以下「補助対象機器」という。）は、1世帯につき1台に限るものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、その額が10,000円を超える場合は、10,000円とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 補助対象機器の機能が記載されているカタログ又は取扱説明書
- （2） 補助対象機器の購入予定額（取付けに要する費用を含む。）を確認できる書類
- （3） 市税納付状況等確認の承諾書（別記第1号様式）
- （4） その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて調査を行い、交付の可否を決定し、奈良市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の実績報告）

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者は、機器の取付完了後速やかに規則第14条に規定する実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- （1） 機器の購入に係る領収書
- （2） その他市長が必要と認める書類

（処分の制限）

第9条 規則第20条の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省

令（昭和40年大蔵省令第15号）の例によるものとする。

（関係書類の保管）

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助対象機器の購入に係る関係書類を、設置した年度の終了後5年間保管しなければならない。

（調査への協力）

第11条 補助金の交付を受けた者は、市長が補助対象機器の使用状況等について調査を行う場合は、これに協力しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第6条関係）

市税納付状況等確認の承諾書

奈良市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金に係る申込みに当たり、私の市税の納入状況及び住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条に規定する事項について、申請の審査のために必要な限度において、調査されることに同意します。

また、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）の趣旨に基づき、奈良市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付申請書に記載された者が、暴力団員等であるか否かの確認について、奈良県警察本部、奈良警察署及び奈良西警察署に対して照会が行われる場合があることに同意します。

年 月 日

（宛名）奈良市長

申請者

住所又は所在地  
氏名又は団体名  
及び代表者氏名

第2号様式（第7条関係）

奈良市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付（不交付）決定通知書  
奈良市指令 第 号

申請者

住所

氏名 様

年 月 日付で申請のあった補助金等の交付については、次のとおり決定したので奈良市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

年 月 日

奈良市長

印

交付 ・ 不交付

補助年度	年度	補助金の名称	奈良市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金
補助事業の目的及び内容			
補助対象金額（補助率）		円（1/2・上限10,000円）	
交付決定金額		円	
交付条件		1 補助事業等の内容、経費の配分の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。 2 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。	

注 この交付決定に対して不服がある場合は、この通知書を受領した日から起算して15日以内に文書で申請の取下げをすることができます。